

地方独立行政法人京都市立病院機構 令和8年度 年度計画

前文

地方独立行政法人京都市立病院機構（以下「機構」という。）は、京都市長の認可を受けた地方独立行政法人京都市立病院機構第4期中期計画（以下「中期計画」という。）に基づき、以下のとおり、令和8年度年度計画を定める。中期計画の最終年度となる令和8年度計画においては、次の点に特に留意する。

- ① 「市民のいのちと健康を守る」という機構の理念の下、京都・乙訓医療圏における新たな地域医療構想などを踏まえ、新興・再興感染症の脅威への平時からの備えをはじめ、救急医療などの政策医療を核にしなが、自治体病院として求められる医療機能の円滑な提供を図る。
- ② 依然として危機的な機構の経営状況に鑑み、引き続き病床稼働率の向上を柱として、業務改善や支出削減など収支改善の取組を進める。さらに、持続可能な病院運営への道筋づくりを確立するため、京都市の「京都市立病院の今後の在り方検討」で示された「改革の骨子」を踏まえつつ、令和8年度の国の診療報酬改定等にも適切に対応し、地域医療機関等との機能分化・連携を推進しながら、経営基盤の強化のため、司令塔となる「改革推進チーム(仮)」を新たに設け、京都市と連携して改革推進を図る。
- ③ DX（デジタルトランスフォーメーション）の効果的な活用、タスクシェア・タスクシフトの推進などにより、生産性向上や業務効率化を更に進め、職員にとって働きやすい環境を整えることで、質の高い医療の提供、働き方改革・ハラスメント対策を推進する。
- ④ 京都市立京北病院（以下「京北病院」という。）を核に地域の関係機関とのネットワーク強化を図り、京北地域における医療ニーズに対応できる持続可能な医療・介護を推進する。

第1 機構が果たす役割に関する事項

1 京都市立病院が担う役割

京都市立病院（以下「市立病院」という。）は、感染症医療をはじめとする政策医療分野や高度急性期医療分野に重点を置き、自治体病院としての医療需要に対応するとともに、地域包括ケア推進の中核となる基幹的医療機関として地域の医療機関との連携を強化する。

2 京北病院が担う役割

京北病院は、京北地域における唯一の病院として、市立病院との一体的運営及び関係機関との連携の下、自治体病院としての役割を果たすとともに、京都市医療施設審議会からの、「京北病院が果たす機能の在り方について」の京都市長への答申を踏まえ、地域包括ケアの拠点として入院診療から在宅医療まで、地域に根差した医療・介護を提供する。

3 地域の医療・保健・福祉との連携の推進

- (1) 市立病院は、病病・病診連携を進めるとともに、市立病院の医師と地域の医師が顔の見える関係を維持継続し、地域からの紹介患者を受け入れる診療環境づくりを進める。

また、在宅医療・介護を担う関係者との事例検討会や研修会の実施等、地域の医療・保健・福祉機関との連携を推進する。

さらに、地域包括ケアを担う急性期病院として、高齢者特有の複雑な病態に応じた医療・介護の必要性や社会的な問題を早期に把握し、切れ目のない医療・介護の提供につながるよう、地域の関係機関との密接な情報連携の仕組みを整備する。

- (2) 京北病院は、京都市医療施設審議会からの、「京北病院が果たす機能の在り方について」の京都市長への答申を踏まえつつ、関係機関との連携に努め、地域のニーズを的確に把握し、地域包括ケアの拠点施設としての役割を果たすことにより、京北地域における医療・保健・福祉サービスのネットワークの強化を図る。

第2 市民に対して提供するサービスに関する事項

1 市立病院が提供するサービス

(1) 感染症医療【政策医療】

ア 重症かつ複雑な合併症を有する感染症患者の受入れ

- ① 感染症法に基づく二類感染症の患者等に対して、新興・再興感染症を監視しつつ、多職種連携の下、小児から高齢者まで適切な入院診療を実施する。

- ② HIV診療チームによる診療ケアの提供により、行政機関と連携しながら、HIV陽性者の生活と治療の両立を支える。

イ 新興感染症の発生・拡大を想定した備え

新興感染症の発生・拡大を想定し、発生時に即応できる病床確保等の取組維持に加え、国が進める感染症対策強化等との連携に努める。

ウ 院内における感染管理活動の推進

感染管理センターが主体となり感染管理上の課題を整理し、感染対策の強化と対応力の向上を図るため、適宜各種マニュアル等を改訂し研修・訓練等を実施する。

また、感染防止体制を強化するため、多職種チームであるICT・ASTの活動を推進し、リンクドクター/ナースとの協働を活性化する。

エ 地域の先導的かつ中核的な役割

- ① 京都府と締結した感染症法に基づく医療措置協定に基づき、新興感染症の発生時に即応できる病床の確保等の取組を維持継続するとともに、感染症病床・結核病床等を活用した感染症患者の入院治療を通じて、京都・乙訓医療圏における中心的な感染症指定医療機関として機能を果たす。
- ② 感染症情報の把握及び情報共有に努め、薬剤耐性菌の検出動向に基づき、抗菌薬適正使用を支援することで感染制御の中核的施設としての役割を果たす。
- ③ 感染対策連携施設間での感染症診療及び感染対策の標準化を図るとともに、行政や医師会を含む関係機関とも連携する。また、研修会や診療継続計画等に基づいた訓練を実施し、災害時も含めた感染管理体制の向上に努める。
- ④ 周辺医療機関の高齢者施設や教育機関等と連携して、感染症対策の啓発活動、訓練を推進し、感染症対応能力の向上に努める。

(2) 大規模災害・事故対策【政策医療】

ア 地域災害拠点病院として、災害対応マニュアルや「京都市立病院の事業継続計画（BCP）」等に基づいた訓練の実施やBCP等の見直しにより、要配慮者等への対応を含め、災害対応能力を向上させる。

イ 災害医療派遣チーム（DMAT）・災害支援ナースの体制・育成の充実を行う。

ウ 関係機関や近隣施設と連携し、災害備蓄の確保や充実を促進する。

エ 救急・災害医療支援センター等を活用し、災害時における国・京都府・京都市等の関係機関と連携を強化する。また、災害拠点病院等と連携し、京都市地域防災計画に従い、的確な対応を行う。

(3) 救急医療【政策医療】

ア 受入体制の強化

- ① 二次救急医療機関として、適切かつ高度な手術・集中治療が行える体制の確保及び充実。
- ② 疾患傷病別診療プロトコルの整備・充実を図り、救急初療に対応できる体制を強化。
- ③ 時間外救急の断り事例を可視化し、副院長指導のもと、救急車の受入れの増加。
- ④ 動画教材等を活用した病院全体の救急医療への対応能力の向上。
- ⑤ 初療診療及び集中治療、脳卒中等の病態に対応できる計画的な人材育成。

数値目標	令和6年度実績	令和8年度目標
救急車搬送受入患者数	5,427人	6,700人

イ 地域の小児科医と協働するとともに、京都市急病診療所の第2次後送病院として、京都市急病診療所や救急医療を担う他の病院群輪番制病院との役割分担の下で、救急患者の積極的な受入れ。

(4) 周産期医療【政策医療】

ア ハイリスク分娩及び母体搬送の積極的な受入れ

- ① 正常分娩への対応はもとより、周産期医療2次病院（地域周産期母子医療センター）として、総合周産期母子医療センターである京都第一赤十字病院をはじめとする周産期医療体制を構築する関係病院との密接な連携を図り、ハイリスク分娩及び母体・新生児搬送の円滑な受入れを推進する。
- ② 多様なハイリスク妊産婦へのケアを充実するとともに、京都市産後ケア事業等を通じて妊産婦をサポートし、母子が地域生活にスムーズに移行できるよう、地域の医療機関等と連携して支援する。

イ 新生児搬送の積極的な受入れ及び低出生体重児への対応

- ① NICU（新生児集中治療室）での低出生体重児及び異常新生児の受入れ、質の高い新生児医療の提供。
- ② 低出生体重児に係るリハビリテーションを適切に実施するために、職員の専門知識と技術の習得。

ウ 京都市内の需要に応じて、目指すべき医療機能を定め、必要な産婦人科・小児科医師、看護師及び助産師等の適正配置及び人材育成を行い、周産期における母子の様々な問題に対応できるよう、多職種からなる周産期医療チームを中心に訓練等を通じたチーム医療の維持向上を図る。

(5) 高度専門医療

ア がん医療の充実

(ア) 地域がん診療連携拠点病院・小児がん連携病院・がんゲノム医療連携病院としての一貫したがん医療の提供

- ① がん医療連携センターを中心に、成人・小児を問わず、地域に根差したがん相談、予防と早期発見、集学的治療、緩和ケア、がんゲノム医療などの機能を維持し、多職種連携を強化する。
- ② 高度医療機器（ダヴィンチシステム、PET-CT、リニアック等）を活用を推進し、消化器外科、泌尿器科、呼吸器外科及び産婦人科領域での治療実績を拡大する。また、2040年に向けたがん医療需要の変化を見据えた体制構築を進める。
- ③ 周術期統括部による手術枠の効率的運用で安心・安全な手術実施を拡大し、術後疼痛管理の対象拡大も推進する。
- ④ 腫瘍内科では、原発不明がん、難治がん、希少がんなどの臓器横断的な診療を行い、多施設共同研究等にも参加する。また、遺伝診療部を中心にがんゲノム医療を積極的に推進する。
- ⑤ 小児がん連携病院として、小児がん拠点病院との継続的なカンファレンスを開催し、拠点病院からの小児がん患者の化学療法の実入りを積極的に行う。
- ⑥ 成人・小児血液がん患者に対する造血細胞移植を実施し、移植後のフォローアップ外来を活用して、治療後の支援体制を強化する。

(イ) がん診療の質の向上

- ① 国立がん研究センターから認定を受けた「認定がん相談支援センター」として、患者及びその家族のニーズに応じた支援を提供する。情報提供、就労支援、外見の変化への対応により、治療や療養生活の質の向上を図る。患者が自分らしく生活できるよう意思決定支援（以下、ACP（※）含む）を実施する。
- ② 緩和ケア医療の更なる充実を図るため、緩和ケア病棟を有効活用し、緩和ケアに関わる人材の育成等を行う。

- ③ 仕事と治療の両立に対する理解を深めるため、ハローワークや京都産業保健総合支援センターと連携して相談会を開催し、長期休暇中や診療時間外の放射線治療等の実施やメディカルスタッフ外来等の充実など、柔軟な診療体制の推進により、働くがん患者等を支援する。
- ④ 小児がん患者における学習と治療の両立を支援するとともに、思春期・若年成人世代（AYA 世代）に対して、教育、就学、就労、妊孕性温存等の情報提供等を推進する。
- ⑤ 手術前からのリハビリテーション提供の充実により、がん患者の術後早期ADL改善を図るため、がんリハビリテーションを積極的に促進する。
- ⑥ がんサバイバーシップに関連する講座の開催、病気についての理解・知識の向上を図り、経験や思いを共有する患者の交流会への支援などにより、がん患者や家族の支援を行う。
- ⑦ 質の高いがん医療を提供できる人材の育成に向け、職員の積極的な研修参加や資格取得を目指す。

※ ACP（アドバンス・ケア・プランニング）とは、将来の変化に備え、将来の医療・ケアについて、本人を主体に、その家族等及び医療・ケアチームが繰り返し話し合いを行い、本人の意思決定を支援するプロセスのこと。

(ウ) 地域の医療機関等関係機関との連携

- ① 地域連携クリニカルパスを積極的に活用することにより、地域の医療機関等と一体となつてがん患者を診ることができ、地域の診療ネットワークに貢献する。
- ② 患者支援センターや専門外来等が地域の関係機関と連携し、がん患者が安心して治療・退院前後の生活を送れるよう支援する。
- ③ 地域の学会等で積極的に発表活動を行い、がん領域での地域への指導的役割を果たす。
- ④ 患者の在宅復帰に向けて関係機関等と連携する。

(エ) がん予防及び早期発見に向けての取組

- ① がん罹患につながる疾病を有する患者や高齢者へ働きかけるとともに、京都市のがん予防の取組に協力し、がんの早期発見・早期治療に貢献する。

数値目標	令和6年度実績	令和8年度目標
がん入院患者数	3,459人	4,000人
がん化学療法件数	5,724件	5,500件
悪性腫瘍手術件数	1,014件	1,100件
放射線治療実患者数	496人	520人

イ 生活習慣病への対応

(ア) 心臓・血管病センター及び脳卒中センターの機能発揮

a 心臓・血管病センター

- ① 高齢化に伴い急増する慢性心不全患者の入院前から退院後の外来までの診療体制の構築、心不全患者の教育や再発予防対策を充実させる。
- ② 急性冠症候群などの治療開始時間の制約のある疾患に対する緊急受入体制を確保するとともに、2人主治医制としての近隣・地域のかかりつけ医とのネットワークを構築し、高血圧等の心血管疾患発症の危険因子となる疾患に対する予防医学的な治療の充実を図る。
- ③ 心血管疾患患者等について、心不全チームの取組を促進し、心不全患者対応やリハビリテーション等の充実を図る。
- ④ 患者指導による生活習慣の改善と予防の推進を通じて健康寿命を延伸する。

b 脳卒中センター

- ① 脳神経外科及び脳神経内科共通のクリニカルパスの充実やアンギオ装置の活用、チーム医療の推進によって、急性期脳卒中患者に対する包括的な診療体制を強化する。併せて、医療・介護・福祉の切れ目のない連携体制の構築を図る。
- ② 脳神経外科と脳神経内科が連携して、救急患者に対応するとともに、初期診療プロトコルの整備や院内研修の実施により、病院全体の初期対応能力等の向上を図る。
- ③ 早期のリハビリテーションの実施及び脳卒中地域連携クリニカルパスの活用により、地域の関係機関との連携を強化し、回復期・維持期リハビリテーションへの円滑な移行を推進する。
- ④ 脳卒中相談窓口の周知を強化し、急性期医療機関から在宅・回復期医療機関への移行に際して、患者、家族への適切な情報提供を行う。また、患者会でも、必要な情報発信を行う。

(イ) 糖尿病診療

- ① 糖尿病患者に対して食事・運動・薬物療法による総合的な糖尿病治療を実施し、合併症を予防することで、重症疾患の発生等の予防につなげ、健康な人と変わらない生活の質の維持に取り組む。
- ② 糖尿病対策チームを中心とした糖尿病透析予防指導（腎症外来）や患者会の運営、管理栄養士による食事指導の充実等を通じて、総合的な糖尿病療養支援を実施する。
- ③ 患者のニーズに即した糖尿病教育入院メニューをPRし、利用者の増加を図る。
- ④ 健康寿命の延伸を図るため、糖尿病教室や腎臓病教室の開催、病診連携の講演会等を充実させ、地域に対する生活習慣病予防に係る啓発活動を積極的に行う。

ウ 適切なリハビリテーションの実施

- ① 高度な急性期医療を提供する施設として、脳血管・運動器・がん・心臓・呼吸器に係る適応患者への迅速かつ集中的な急性期リハビリテーションを実施する。
- ② 早期回復、早期離床等の術後の早期ADL改善のために、手術前患者やICU患者に対しての早期リハビリテーションを提供する。
- ③ 栄養口腔管理の充実を図り、早期からの離床および経口摂取を促進する。
- ④ 退院後のリハビリテーション指導の充実や他施設との連携を行い、地域包括ケアシステム内で急性期から回復期・生活期へ遅滞・切れ目のない効率的なリハビリテーションを提供する。

エ 地域医療連携の推進

(ア) 高度な急性期医療の提供と地域医療機関等との連携強化

- ① 紹介患者を積極的に受入れ、かかりつけ医から信頼される取組を推進する。
- ② 戦略的な診療所訪問による前方連携を充実させるとともに、Web予約システム（SAKU洛連携）を活用し、紹介件数の増加を図る。
- ③ 病状の安定した患者の逆紹介を推進し、2人主治医制の確立を図る。
- ④ 在宅復帰支援のため、病診連携・病病連携、看看連携、医療・介護間連携及び多職種連携による退院支援の質の向上を図る。

- (イ) 合同カンファレンス、地域医療フォーラムの開催等による地域の医療従事者の支援

数値目標	令和6年度実績	令和8年度目標
手術件数	5,680件	6,000件
紹介患者数	13,092人	13,200人

オ PFM（ペイシェント・フロー・マネジメント）※の推進

- ① 患者支援センター機能を中心とした多職種による入院前リスク評価、並びに治療後の療養環境調整を、地域の関係各所と早期から行い、患者が早期に安心してくらしの場に戻れるよう取組みを進める。
- ② 事前情報のない救急、外来からの緊急受入患者について、地域関係機関との情報連携を切れ目なく速やかに行うために、患者支援センターの機能を強化する。
- ③ 医療を必要とする患者が適切なタイミングで病床を利用できるよう、ベットコントロールチームを中心に効率的な病床運営方法を行う。
- ④ 高度で専門的な医療を提供する医療機関として、入院医療の強化、紹介受診重点医療機関としての外来機能の分化を推進する。

※ 入退院における諸問題の早期解決を目的に、予定入院患者の情報を入院前の外来段階から収集し、入院中や退院後の生活を見越した支援を行うシステムのこと。

(6) 健康長寿のまちづくりへの貢献

ア 地域包括ケアの推進

- ① 回復期、慢性期病床を有する医療機関との連携を強め、居宅や介護・福祉施設からの緊急入院患者を迅速に受け入れる。
- ② かかりつけ医や訪問看護ステーションをはじめ、地域の医療・介護提供施設等と積極的な連携を行う。

イ 認知症対応力の向上

- ① 認知症ケアチームを中心に、せん妄予防の取組をはじめ、行動・心理症状（BPSD）のリスク予測や身体合併症の悪化予防、家族へのケア等を適切に実施する。
- ② 認知症対応力の向上のため、全ての職員向けに研修等を実施する。
- ③ 認知症対応に係る関係機関からの紹介患者を積極的に受け入れるとともに、院内デイケアの活用や退院後の療養生活における家族、地域医療機関等との連携を図り、安心して転退院できる環境づくりを推進する。

- ④ 患者の尊厳を守り生活力を落とさないケアを推進するため、身体拘束最小化に向けた組織的な取組を継続する。

ウ 健診センター事業による疾病予防の取組の推進

- ① ドックメニューやオプション検査の充実、受入枠の拡大、時間短縮など多様なニーズに対応する。
- ② 要精密検査対象者のフォローアップにより、迅速で適切な治療への移行を支援する。

エ 市民啓発事業の充実

- ① 医療への理解を深めるための「市民公開講座」、「健康教室」をはじめとした各種講座や地域への「出前講座」、地域住民対象の講演会等について、積極的に実施し、市民の健康づくりに関する啓発を行う。
- ② 患者会については、積極的に患者・家族同士の交流維持や自主活動を支援する。
- ③ ACPについて、院内研修を行うとともに、地域住民に対しても啓発活動を行うことで、適切な意思決定ができる環境を整える。

(7) 小児医療

小児地域医療センターとして、24時間体制での小児救急医療への対応はもとより、小児の血液疾患、がん、神経疾患、腎疾患、代謝内分泌疾患、心疾患、アレルギー疾患、新生児疾患など、地域の医療機関では対応困難な小児専門医療を提供することで、あらゆる小児疾患に対応していく。

また、多様化する医療的ケア児が安心して医療を受け、地域での生活が継続できるよう、関係機関と連携を図る。

2 京北病院が提供するサービス

(1) 市立病院と京北病院の一体運営

ア 人事交流の更なる推進

- ① 市立病院からの応援体制について人事交流を図り、質の高い医療を提供する。
- ② 京北病院医師の技能・経験を市立病院と共有することにより、市立病院における総合診療の質の向上に資する。

イ 一体的な診療の実施

- ① 総合情報システムを活用し、検査、診断、治療の一体化を推進する。
- ② 市立病院と京北病院を結ぶ患者送迎車を活用する。

(2) 地域包括ケアの推進

ア 地域のニーズに即した幅広い医療及び介護サービスの提供

- ① 地域包括支援センターをはじめとする地域の関係機関等との情報交換により医療・介護需要を把握し、必要な診療体制を維持する。
- ② 急性増悪に至らないように早期の入院勧奨、医療的管理が必要な患者のレスパイト入院など、入院病床の有効活用を図るとともに、総合診療の視点で、入院診療及び退院後の患者と家族の継続的なケアを行う。
- ③ 在宅療養の更なる推進のため、看取り等、患者の状況やニーズに応じたきめ細かな訪問診療、訪問看護等を拡充する。
- ④ 在宅療養支援病院として、引き続き24時間往診対応及び急変時の入院受入れ等を行う。
- ⑤ 福祉あんしん京北ネットワーク協議会を主軸に、関係機関との連携を深め、地域包括ケアの中心的役割を担う。
- ⑥ 近隣地域の医療機関とも連携し、京北地域外からも患者を受け入れる。
- ⑦ 地域ニーズに応じた市民公開講座や医療・介護従事者の学習会を開催し、地域住民の健康増進を図る。

イ 総合診療医の確保・育成

- ① 幅広い領域の疾患等に対応できる医師を確保・育成する。

ウ 介護サービスの質の向上

- ① 介護老人保健施設において、利用者のニーズに寄り添った介護サービスを提供する。
- ② 安心して自宅で生活できるようリハビリテーションの充実を図る。
- ③ 地域の歯科医師と連携し、地域の高齢者の医療・介護予防の取組を推進する。
- ④ 地域活動等と連携し、地域住民の健康づくりに資する取組を積極的に行う。
- ⑤ 地域の介護施設等との更なる連携強化を図る。

数値目標	令和6年度実績	令和8年度目標
訪問診療件数	931件	850件
訪問看護件数	5,400件	5,900件

(注1) 訪問診療件数は、往診件数を含む。

(注2) 訪問看護件数は、訪問リハビリテーション件数を含む。

エ 収益性の向上

- ① 月次経営分析数値を基にしたP D C Aの活用により、診療収入向上と経費削減を図り、経営改善に努める。
- ② 入院における病床利用率の向上と適正な在院日数を維持する。

(3) 救急医療【政策医療】

- ア 市立病院との一体的運営による適切な初期救急医療の提供
- イ 市立病院やその他の急性期医療機関との連携による、高度医療を必要とする患者への適切な対応

(4) 感染症対策の強化

- ① 感染管理認定看護師等を通じて市立病院と連携し、院内外で感染対策を推進する。
- ② 小児の定期接種や高齢者のインフルエンザワクチン等の予防接種に積極的に取り組む。

(5) 京北病院が果たす機能の在り方の検討

京都市医療施設審議会からの、「京北病院が果たす機能の在り方について」の京都市長への答申を踏まえつつ、京都市立病院機構の第5期中期計画も見据え、京北病院が地域包括ケアの拠点施設としての役割を果たせるように取り組む。

第3 市民に対する安全・安心で質の高い医療を提供するための取組に関する事項

1 チーム医療、多職種連携の推進

- ① 各医療専門職※により組織される院内の各医療チームが、その専門的な知識・技術を用いて高い医療の質を確保しながら、安全かつ効率的・効果的に治療・ケアを行う。
- ② 安心して入院治療が行える環境を整えるために、入院前から多職種で連携し各医療専門職が専門性を最大限に発揮することに加えて、令和7年度に設置したH C Uを活用し、入院医療を推進する。

※ 医師、看護師、放射線技師、薬剤師、臨床検査技師、臨床工学技士、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、MSW（医療ソーシャルワーカー）、臨床心理士・公認心理師、精神保健福祉士など医療に関わる全ての専門職

2 安全・安心な医療の提供に関する事項

(1) 医療安全管理体制の強化

- ① より安全で透明性の高い医療を提供するため、リンクドクターと部署の安全担当者が協働し、多職種が関連する業務の可視化を通じて、院内の安全管理体制をより強化・持続させる。
- ② 医療安全文化の更なる醸成のため、eラーニングを活用した研修を行い、受講を徹底し、医療安全への全職員の理解度の平準化を図る。

(2) 事故の発生及び再発防止

- ① 全部署からの医療安全レポートの提出を推進する。
- ② 医療安全レポートのデータに基づき、事例検討を行い、調査・分析手法を用いて、迅速で適切な再発防止策を立案する。
- ③ 重要な事故報告を見逃さないために、点検機能を強化し、医療安全レポートトリアージや院内ラウンドを活発化する。
- ④ 医療法第6条の10に定められる医療事故発生時には、医療事故調査委員会を迅速に開催することにより、適切な対応を図る。

(3) 臨床倫理への取組

- ① 臨床倫理委員会及び倫理コンサルテーションチームは、臨床現場で生じる倫理的問題の解決を図るための必要な対応を講じるとともに、主な倫理的課題について対応を検討する。
- ② 定期的な研修会により、医療提供に携わるすべての職員の倫理意識向上を図るとともに、日本臨床倫理学会から認定を受けた「上級認定施設」として、地域における臨床倫理活動の中核として、臨床倫理の支援・普及に貢献する。

3 医療の質及びサービスの質の向上に関する事項

(1) 医療の質の向上に関すること

ア 継続的な医療の質向上の取組の推進

- ① 独自の評価指標や医療の質に係る評価事業の結果に基づき、経年変化や他施設との比較により、改善活動を実施する。
- ② 次期の病院機能評価受審に向け、各部門で積極的に課題の改善に取り組むとともに、医療の質マネジメントシステム(QMS)により、病院全体の医療及びサービスの質の向上を推進する。
- ③ 医療提供プロセスの可視化や文書管理、人材育成に係る教育システムを拡充する。

イ 最新の知見や資格の取得等の促進及び医療機器の効果的な運用

- ① 学会、研修会への参加機会の提供や専門性に関する資格取得・保持に対する補助を継続して行うことにより、医療専門職の知識・技術の習得を促進する。
- ② 医療機器の費用対効果を検証し、2040年を見据えた良質な医療を提供するための効率的な整備・更新と効果的な運用を行う。

(2) 患者サービスの向上に関すること

ア 患者中心の医療提供の推進

- ① 患者や家族が安心して入院し、安全に治療や検査が受けられるように、患者支援センターの機能を最大限に活用し、各部門と連携し、入院前から入院中、退院後まで一貫した診療・ケアを円滑に提供できるよう支援する。
- ② 患者相談支援機能の充実を図るため、医療対話推進者の育成を進め、質の向上と医療機関内の連携強化を推進するための研修を実施する。
- ③ 患者経験価値（※1）（外来・入院・救急・集中治療室）という患者中心性の指標を用いて、患者の経験価値を可視化し、結果に基づき全職員が継続的な改善活動に取り組む。
- ④ （患者経験価値と共に）職員経験価値（※2）についても可視化し、改善に取り組むことで、患者サービスの質の向上に繋げる。

（※1） 患者経験価値（ペイシェントエクスペリエンス（PX））とは、患者が受けた医療の「経験」を基に医療の質を評価する指標で、個別最適な医療提供の実現を目指すためのもの。

（※2） 職員経験価値（エンployeeエクスペリエンス（EX））とは、医療現場で働く職員の体験を指し、職場環境の改善や職員満足度の向上、患者サービスの質向上につながる指標。

イ 市民・患者参加のサービス向上

- ① ボランティア活動員の登録者数の増加及び活動領域の拡大を図る。
- ② 市民モニター制度において、市民・患者目線のモニタリングを実施し、職員の意識及び業務改善を推進する。

4 適切な患者負担の設定

誰もが公平な負担で、必要かつ十分な医療を受けることができるよう、適正な料金の点検・設定を行う。

- 5 安全・安心で質の高い医療を提供するための施設整備の実施
老朽化した施設設備について、厳しい経営状況を踏まえながら、整備・改修を実施する。

第4 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 迅速性・柔軟性・効率性の高い運営管理体制の充実

(1) 迅速かつ的確な組織運営

ア 経営基盤の強化のため、司令塔となる「改革推進チーム（仮）」を新たに設け、運営管理体制を充実し、京都市と連携して改革推進を図る。第5期中期計画中の必要な医療機能への集約に向け、チームを中心に、診療科の再編や適正な事業規模等について検討し、改革プランを策定する。

イ 理事長のリーダーシップの下、病院運営における強みの強化や課題の解決に向けて、部門・職種の長がそれぞれの部門の統制を行い、部門内のすべての職員に取組を徹底する。職員との対話を推進し、職員一人一人の経営への参画意識を高め、病院全体が一体となって業務に当たる。

ウ 委員会の役割の明確化と機能の充実を図るとともに、随時、機能的な組織体制への見直しを実施し、迅速に課題に対応する。

(2) DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

ア DXの推進

- ① DXの推進により、職員の働く環境の整備、患者サービス・医療の質等を向上させる。イントラネットシステムの機器更新を行い、業務の効率化等を図る。

イ 情報セキュリティ対策の徹底

- ① 医療情報等の活用やシステムの導入に当たっては、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（厚生労働省）等を踏まえた情報セキュリティ対策の徹底を図る。

2 優秀な人材の確保・育成に関する事項

(1) 職員の確保

- ① 医療情勢に対応した機構の役割及び医療機能を最大限発揮するため、事業の進捗や機構の収支を考慮したうえで、必要な職員を計画的に確保する。

- ② 大学等関係機関との連携や学会への参加機会の確保等により、教育・研修を充実することで、働きやすい環境を整え、幅広い領域に関する知識と経験を有する人材の育成と定着率の向上を図る。
- ③ 臨床研修制度・専門医制度にも対応するとともに、NPO法人卒後臨床研修評価機構(JCEP)を受審し、研修の質向上と優秀な人材確保、職員の意識向上に努める。

(2) 人材育成・人事評価

ア 人材育成

- ① 組織の経営を担う人材の育成を図る。また、全職員が機構理念を実践する使命感を持ち、必要な技能や知識が習得できるよう計画的な人材育成を図る。また、より高度な医療技術を習得するための院外の学会、研修会等への参加機会を確保する。
- ② 職員の専門性向上のため、計画的な資格取得等を推進し、診療ケアの質の向上と地域貢献を見据えた専門性の高い人材を育成する。また、診療報酬上の施設要件に関連する専門資格の維持と保有状況の把握を行い、専門資格保有者の適正な配置を行う。

イ 人事評価

- ① 職員の能力、勤務実績を反映した人事評価制度を適切に運用する。制度の安定運用のため、制度の周知徹底を図る。
- ② 人事評価制度について、職員のモチベーション向上等に向けた適正な評価及び活用方法を検討する。

(3) 職員満足度の向上

職員満足度・職員体験価値の向上のため、医師、看護師、医療技術職、事務職、その他全ての職種の職場環境を整える。また、職員満足度調査を行い、結果をもとに各部門の課題を抽出し、各部門において改善に向けた取組を進める。

(4) 働き方改革への対応強化

- ① ICTの積極的な導入や業務プロセスの見直し等による業務の効率化を推進することで、継続的に生産性や職員満足度の向上を図る。
- ② 年休取得促進、超勤縮減のほか、自己啓発や地域活動等を応援できる職場づくり、仕組みづくりを促進するとともに多様な勤務形態の検討を行うなど、職員のワークライフバランスを確保する。

- ③ ハラスメント防止に関する方針のもと、風通しの良い職場づくりを進める。
- ④ 安全衛生委員会における職員の健康管理・健康診断受診率の向上、メンタルヘルス対策の充実、労働災害・公務災害に係る原因の分析等を更に強化することにより、安全衛生に係る取組の充実を図る。

3 給与制度の構築

経営状況等の動向に留意しつつ、人事評価制度の評価結果や機構の業務実績等を給与に反映する給与制度の構築に努め、職員のモチベーションアップ、組織全体の活性化を図る。

4 コンプライアンスの確保

- ① 機構の理念、病院憲章、倫理方針及び医療法その他の関係法令等の遵守について職員研修を行い、職員の意識の向上を図る。
- ② 日々の業務を通じて規程・基準の点検・改善を行う。
- ③ 内部統制体制、リスク管理体制を適切に運用する。
- ④ 情報公開の推進、監事及び会計監査人等法人内外のチェック機能を活用する。

5 個人情報の保護

ア 機構の個人情報保護方針その他の関係法令等の遵守

- ① 個人情報保護法等に基づく機構の個人情報保護方針を遵守し、個人情報管理の取組を推進することにより、組織全体の個人情報保護意識の徹底を図る。

6 戦略的な広報と分かりやすい情報の提供

(1) 戦略的な広報活動の展開

ア 市民・患者向けの取組

- ① 市民に選ばれる病院を目指し、ホームページやSNS（LINE）、広報誌等の各種媒体での情報発信をはじめ「市民公開講座」や「出前講座」などの市民向けイベント開催の場などあらゆる機会を活用し、市民の目線に立ったより分かりやすく効果的な情報発信に努める。

イ 地域の関係医療機関向けの取組

- ① 地域の医療機関から選ばれる病院を目指し、広報誌等を通じた情報提供に加え、地域医療支援病院としての症例検討会や地域医療フォーラムの実施や、地域医療機関への訪問活動を強化する。

(2) 医療の質や経営に関する指標の活用及び情報発信の推進

- ① 独自の臨床指標の収集・分析に取り組み、公表する。
- ② 病院経営に関する情報等について、正確で分かりやすい情報発信を行う。

7 外国人対応の充実

訪日外国人をはじめ、外国籍を持つ患者の受診が増加している状況を踏まえ、関係機関と連携し、外国語に対応する案内・パンフレットの配布等や、電子機器の活用により、外国人患者が安心して受診できる環境を整える。

8 政策医療を担う自治体病院としての役割を果たしつつ、今後の患者動向や地域の医療ニーズ等を見据えた病床管理により最善の医療を提供する。

第5 財務内容の改善に関する事項

1 経営機能の強化

「市立病院の今後の在り方検討」における分析等に基づき、専門的知見を積極的に活用しつつ、収支改善に取り組む。院内での情報共有を行い、病院全体で経営改善を推進する。

2 収益的収支の向上

(1) 医業収益の向上と費用の効率化

ア 医業収益の向上に向けた取組

- ① 診療情報を活用し、各種指標の分析と管理を行い、効率的かつ合理的な診療機能の確立と質改善の取組を通して医業収益の向上を図る。
- ② 地域の医療機関との医療機能の分化・連携により、症状の安定した外来患者を積極的に逆紹介し、外来業務の効率化を図るとともに、紹介や救急患者を積極的に受け入れ、入院や手術の増加につなげる。
- ③ 多職種連携の下、P F M（ペイシェント・フロー・マネジメント）を機能させ、効率的・効果的なベッドコントロールを行い、重症患者の積極的な受入れを行う。
- ④ 請求漏れの防止や診療報酬加算の積極的取得、各種補助金の活用等により、診療内容に見合った収入確保を徹底する。
- ⑤ 近年急増する外国人救急患者を含め、未収金の発生予防対策の取組を進める。

イ 費用の効率化

- ① 医療の質、患者サービス向上を念頭に置きながら、各部門の分析を行い、稼働病床数等を考慮した適正な人員配置に取り組む。
- ② 委託内容の見直しを行い、委託料の縮減に取り組む。
- ③ 厳格・適正な価格交渉、共同購入の推進、費用を意識した代替品の選択及び当院の機能に応じた院内在庫の適正数量維持に取り組み、材料費の積極的な縮減を図る。
- ④ 現状を分析し、薬品費の縮減に取り組む。後発医薬品やバイオ後続品の使用を促進し、高い後発医薬品使用率を維持する。

(市立病院)

数値目標	令和6年度実績	令和8年度目標
一般病床利用率	71.4%	91.0%
平均在院日数	9.5日	10.0日
入院診療報酬単価	84,564円	88,349円
外来診療報酬単価	22,126円	25,024円
経常収支比率	93.9%	90.3%
修正医業収支比率	93.2%	85.3%
人件費比率（対医業収益）	48.1%	51.5%
材料費比率（対医業収益）	34.3%	36.1%

(注)・ 令和6年度の一般病床利用率は、結核病床及び感染症病床を含まない数値である。

- ・ 修正医業収支比率は、運営費負担金及び運営費交付金を含まない。
- ・ 平均在院日数は上記以内を目標とし、診療報酬改定の趣旨等を踏まえ柔軟に運用する。

(京北病院)

数値目標	令和6年度実績	令和8年度目標
一般病床利用率	46.2%	39.9%
入院診療報酬単価	33,247円	35,695円
外来診療報酬単価	8,157円	8,097円
京北介護老人保健施設稼働率	77.8%	78.3%
経常収支比率	83.9%	82.6%
修正医業・介護収支比率	64.8%	60.0%
人件費比率(対医業・介護収益)	105.1%	107.4%
材料費比率(対医業・介護収益)	8.7%	8.5%

(注) 修正医業・介護収支比率は、運営費負担金及び運営費交付金を含まない。

(2) 運営費負担金及び運営費交付金

運営費負担金及び運営費交付金については、地方独立行政法人法の趣旨に沿いつつ、物価上昇率等社会経済動向に合わせて、適切な金額を受け入れる。

なお、建設改良に要する長期借入金の元利償還金に充当する運営費負担金については、経常費助成のための運営費負担金とする。

3 経営改善の実施

ア 多額の費用を要する設備投資については、費用対効果、医療需要、経営状況を踏まえ、計画的かつ効率的な整備・更新を図る。

イ 経営状況を考慮しつつ、計画的かつ適正な人員配置を行う。

ウ 病院が有する資産の有効活用を検討する。

第6 その他業務運営に関する重要事項

1 市立病院整備運営事業におけるPFI手法の活用

(1) 各部門におけるSPC及び協力関係企業との日常的な意見交換や、要求水準書に基づいたSPCの病院運営への積極的な参画により、医療サービスの向上、患者サービスの向上、病院経営改善、地域連携への貢献につなげる。

(2) SPCによる自己点検と機構によるモニタリングの実施や、十分な情報共有を行うことで、各事業における的確な運営方法を検討する。費用の適正化、機構職員の育成及び具体的かつ長期的観点から、必要に応じて随時見直しを行う。

- (3) 令和7年度に決定した次期事業手法（分割包括委託）に基づき、受託候補者との協議や募集要項等の作成等を行い、次期事業者の選定に向けた準備を進める。

2 関係機関との連携

(1) 医療・保健・福祉の分野における関係機関との連携

ア 社会・医療に係る各種問題に対する関係機関との連携

- ① 医療・保健・福祉制度等の多様な相談に的確に対応し、市民の健康を守り支える役割を担う京都市及び近隣施設等との連携を図る。
- ② 認知症、虐待、自殺予防等の社会・医療問題に対して、京都市をはじめとした関係機関と密接な連携を図り、的確な対応を行う。
- ③ 全国地方独立行政法人病院協議会の総会を京都で開催し、全国の独立行政法人の医療機関と連携を図る。

イ 市民の健康づくり活動の推進

- ① 市民を対象とした健康教室、出前講座等の更なる充実を図る。

(2) 京都市、京都府及び大学病院その他の医療機関との連携

- ① 新興感染症等に対し、京都市等の関係機関と密に連携を図り、適切に対応し、地域の取組を支援する。
- ② 国の政策や京都府保健医療計画、地域医療ビジョンを踏まえ京都市と連携し、的確かつ柔軟な病院運営を行う。
- ③ 京都市消防局との連携を強化し、迅速な情報共有を行い、救急搬送患者の受入環境を整えるとともに、病院前救護に貢献する。
- ④ 機構のみでは対応が困難な案件等については、大学病院その他の医療機関と適切に連携を図る。

(3) 医療専門職及び実習指導者の計画的な育成への積極的な協力

- ① 医療専門職養成機関からの実習生について積極的な受入れを行う。
- ② 市内の看護系大学とも臨床と教育の現場において連携協力し、質の高い看護師の養成に寄与する。

3 地球環境に配慮した持続可能な発展への貢献

ア 事業系廃棄物の適正な分別と排出量の減量

- ① 廃棄物の分別の徹底により、排出量の削減を図る。
- ② 医薬品・医療物品の梱包材等における古紙リサイクルの取組を推進する。

イ 省資源・省エネルギーの推進による温室効果ガス排出量の削減

- ① 市立病院において京都環境マネジメントシステムスタンダード（KESステップ1）を運用し、省資源・省エネルギー化を進める。
- ② 空調系統等の運用基準の適用率の向上、設備機器の運用条件の変更等により、エネルギー消費の削減を図る。

ウ 改修工事等における脱炭素化の推進

- ① 病院の経営状況を考慮しつつ、脱炭素化に寄与する設備、機器の導入を検討する。

第7 予算（人件費の見積を含む。）、収支計画、資金計画及び純資産の額

1 令和8年度予算

（単位：百万円）

区 分		金 額	
収入	営業収益	21,776	
	医業収益	19,771	
	介護収益	201	
	運営費負担金・交付金	1,501	
	その他営業収益	303	
	営業外収益	243	
	運営費負担金・交付金	40	
	その他営業外収益	203	
	資本収入	717	
	長期借入金	717	
	計	22,736	
	支出	営業費用	22,803
		医業費用	22,026
給与費		9,926	
材料費		7,045	
経費		4,989	
研究研修費		66	
介護保険事業費用		250	
給与費		177	
材料費		4	
経費		69	
一般管理費		527	
給与費		387	
経費		140	
営業外費用		173	
資本支出		1,871	
建設改良費		718	
償還金		1,153	
その他支出	0		
計	24,847		

(人件費の見積り)

期間中の総額として10,490百万円を見込む。

なお、この金額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与の額の合計である。

(運営費負担金・交付金の範囲及び額)

運営費負担金・交付金の範囲及び額は、総務副大臣通知「地方公営企業操出金について」の病院事業のうち、「病院の建設改良に要する経費」「へき地医療の確保に要する経費」「不採算地区病院の運営に要する経費」「結核医療に要する経費」「感染症医療に要する経費」「リハビリテーション医療に要する経費」「周産期医療に要する経費」「救急医療の確保に要する経費」「高度医療に要する経費」「保健衛生行政事務に要する経費」「経営基盤強化対策に要する経費のうち『医師等の確保対策に要する経費』」について、同通知に基づき算出した額とする。

2 令和8年度収支計画（損益計画）

（単位：百万円）

区 分		金 額
収益 の部	営業収益	21,785
	医業収益	19,717
	介護収益	200
	運営費負担金・交付金	1,501
	補助金等収益	297
	資産見返補助金等収益	64
	その他営業収益	6
	営業外収益	243
	運営費負担金・交付金収益	40
	その他営業外収益	203
	計	22,028
費用 の部	営業費用	23,168
	医業費用	22,365
	給与費	10,002
	材料費	6,405
	経費	4,571
	減価償却費	1,326
	研究研修費	61
	介護保険事業費用	252
	給与費	181
	材料費	4
	経費	63
	減価償却費	4
	一般管理費	551
	給与費	410
	経費	127
	減価償却費	14
	営業外費用	1,348
	計	24,516
経常損益		△2,488
臨時損失		△ 9
純損益		△2,497

3 令和8年度資金計画

(単位：百万円)

区 分		金 額	
資 金 収 入	営業活動による収入	22,019	
	診療業務による収入	19,972	
	運営費負担金・交付金による収入	1,541	
	その他業務活動による収入	506	
	投資活動による収入	0	
	運営費負担金・交付金による収入	0	
	財務活動による収入	2,379	
	長期借入れによる収入	717	
	短期借入れによる収入	1,662	
	前事業年度からの繰越金	449	
	計	24,847	
	資 金 支 出	営業活動による支出	22,976
		給与費支出	10,490
材料費支出		7,049	
その他の業務活動による支出		5,437	
投資活動による支出		718	
有形固定資産の取得による支出		718	
財務活動による支出		1,153	
長期借入金の返済による支出		1,141	
移行前地方債償還債務の償還による支出		12	
短期借入金の返済による支出		0	
次年度への繰越金		0	
計		24,847	

4 純資産の額

(単位：百万円)

令和6年度末	令和7年度末見込	令和8年度末見込
6	△2,159	△4,656

第8 短期借入金の限度額

1 限度額

3, 0 0 0, 0 0 0 千円

2 想定される短期借入金の発生理由

給与・賞与支給による一時的な資金不足や予定外退職者の発生に伴う退職手当の支給などの出費への対応

第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第10 剰余金の使途

病院施設の整備、医療機器等の購入、人材育成及び能力開発の充実等に充てる。

第11 料金に関する事項

機構の規程で定める各種料金について、医療制度等の動向を見定め、適切に設定する。

第12 機構の業務運営並びに会計に関する規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

施設及び設備の内容	予 定 額	財 源
病院施設、医療機器等整備	総額 7 1 8 百万円	京都市からの長期借入金等

2 人事に関する計画

医療需要の動向や経営状況の変化に迅速かつ的確に対応することができるよう、組織及び職員配置の在り方を常に検証し、必要に応じて弾力的な見直しを行う。